

上郡町地域公共交通総合連携計画の概要

1. 経緯

平成23年 2月 8日作成

平成23年 3月29日公表

2. 上郡町地域公共交通総合連携計画の区域

上郡町内全域（一部の地域は除く）

3. 上郡町地域公共交通総合連携計画に関する基本方針

- ① 自家用車を自由に利用できない人が、日常生活に必要な活動（買物、通院、社交など）ができるよう、乗合の公共交通サービスを提供する。
- ② 公共交通サービスの提供に必要な費用は、利用者（運賃の支払い）、町民（町の財源＝税金）、沿線の自治会・住民（回数券の購入など）によって負担する。
- ③ 公共交通サービスを提供する範囲は上郡町内とする。
- ④ 住民懇談会における意見、公共交通（鉄道・バス）の整備状況などを踏まえ、地区の特性に見合った公共交通サービスを提供する。
- ⑤ 関連する法律（道路運送法など）に基づき、運行事業者とも調整しながら、各地区で実行可能な方法によって公共交通サービスを提供する。
- ⑥ 上郡町は実行可能な計画案を各地区に対して提示し、その中から各地区の総意のもとで選択する。
- ⑦ 提供するサービスの内容に応じて利用者の負担を定める。

4. 上郡町地域公共交通総合連携計画の目標

- 上郡町では、公共交通の整備によって魅力的な地域づくりを目指し、地域公共交通総合連携計画を策定する。
- そのため、自動車に乗れない交通弱者がいきいきと安心して住み続けられるよう、町民、事業者、行政が協働して一体となって総合的に推進し、持続的な公共交通を創り守ることを通じて自家用車に頼りすぎない交通まちづくりを目指す。

＜まちづくりの方向性＞

1 安心して暮らし続けることができるまちづくり

- ・安心して外出できる交通環境の整備

2 自動車に頼らなくてもよいまちづくり

- ・交通弱者が必要な生活をできるような

3 にぎわいのあるまちづくり

- ・商店街の活性化を含めたまちづくり
- ・地域・住民ニーズに配慮したサービスの提供

4 財政的に健全なまちづくり

- ・上郡駅の利用促進につなげる
- ・町財政負担を考慮したサービスの提供

5. 事業の概要および事業の実施主体

(1) コミュニティバスの運行による公共交通体系再編事業

【実施主体】 上郡町、一般乗合旅客自動車運送事業者

(2) 公共交通空白地区における乗合タクシー運行事業

【実施主体】 上郡町、一般乗合旅客自動車運送事業者

(4) 山上集落におけるタクシー助成（特別世帯支援）事業

【実施主体】 上郡町、一般乗用旅客自動車運送事業者

(5) 公共交通利用促進事業

【実施主体】 上郡町、上郡町議会、商工会、連合自治会、各自治会、連合婦人会、高年クラブ連合会、社会福祉協議会、相生警察署、兵庫県バス協会、鉄道事業者、一般乗合旅客自動車運送事業者

6. 計画期間

平成 23 年度～平成 25 年度の 3 年間

7. 法第 6 条に定める協議会の有無

有：（平成 22 年 3 月 1 日設立、名称：上郡町公共交通対策協議会）

8. 法第5条第6項に定められている関係者との協議

(公共交通活性化協議会等の開催)

期 日	会 議	内 容
平成 22 年 3 月 1 日	第 1 回公共交通対策協議会	・地域公共交通総合連携計画について ・今後のスケジュールについて
平成 22 年 8 月 2 日	第 2 回公共交通対策協議会	・上郡町の公共交通課題の共有化 ・地域公共交通総合連携計画の策定方針について
平成 23 年 2 月 8 日	第 3 回公共交通対策協議会	・地域別の計画案について ・地域公共交通総合連携計画の概要について

9. 法第5条第5項に定められている利用者の意見の反映

(住民との懇談会の開催)

期 日	会 議	内 容
平成 22 年 9 月 3 日 平成 22 年 9 月 4 日 平成 22 年 9 月 5 日 平成 22 年 9 月 7 日 平成 22 年 9 月 8 日 平成 22 年 9 月 11 日 平成 22 年 9 月 12 日	第 1 回公共交通検討懇談会 梨ヶ原・船坂地区 高田地区 上郡地区 山野里地区 赤松地区 鞍居地区 高田台地区	<上郡町からの説明> ①上郡町の公共交通の抱える問題点 ②公共交通体系整備の考え方や方向性 <意見交換> ①外出に困っている人の状況の説明 ②各地区の公共交通整備に関する意見交換
平成 22 年 12 月 23 日 平成 22 年 12 月 25 日 平成 23 年 1 月 7 日 平成 23 年 1 月 8 日 平成 23 年 1 月 14 日 平成 23 年 1 月 15 日 平成 23 年 1 月 16 日 平成 23 年 1 月 21 日	第 2 回公共交通検討懇談会 鞍居地区 上郡地区 梨ヶ原地区 高田台地区 山野里地区 高田地区 赤松地区 船坂地区	<上郡町からの説明> ・地区別の公共交通計画の内容説明 <意見交換> ・計画案に関する質疑応答 ・計画案に対する地区別の意向の表明(地区による計画案からの選択)

10. その他

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律7条による提案の有無 : 無

送付時点における国の支援制度(地域公共交通確保維持改善事業)の活用の想定